

大日本住友製薬株式会社法務部  
佐藤 陽子

現在の仕事

私は、東証一部上場の製薬企業に就職し、法務部員として、現在は主として契約書のチェック、訴訟対応、M&A案件の法務サポート業務を担当しています。

製薬企業の法務実務でよく使われる法律は、社内では会社法、取引先との関係では薬事法と言えますが、ロースクール時代の勉強との関係では、知的財産権関係法、独占禁止法、下請法等の知識も非常に役立っています。

法務部員の役割は、事業の成功というビジネス部門と同じ目標を共有しつつ、取引におけるリーガルリスクを分析し、その軽減のための方策を提案することにあります。ですので、刻々と変わる経済状況に対応して適時適切なリーガルサポートを行うために、日頃から様々な法律を勉強していることが求められます。また、規制法に抵触するおそれがあれば取引自体を止める場合もありますので、ビジネス部門と、時には役員と激しい応酬をする勇気も必要になります。

このように、企業法務は派手な仕事ではありませんが、会社にとって不可欠な業務で、社内や社外の人と信頼関係を築くこともできる、非常にやり甲斐のある仕事です。卒業生から同じフィールドで活躍される方が続々と出てこられる事を期待しています。

名城法律事務所  
弁護士 野中 光夫



堂島法律事務所  
弁護士 田邊 愛

早いもので、大阪大学を卒業してから2年、弁護士になり6ヶ月の時が経ちました。日々、新しく経験することに奮闘し、慌ただしく過ごし、あっという間の6ヶ月でした。

最近、ようやく1人での刑事事件や法律相談を受けるようになりましたが、依頼者や被疑者・被告人と何を話すか、というのは非常に難しいな、と改めて実感しています。法律的な手続きや実体的な権利の話をわかりやすくお話しするのももちろんですが、事件の解決について、どのような方向性とするのか、どうすれば納得のいく形となるのか、又刑事事件であれば、どのようなことを考えてもらい自分の罪を振り返ってもらうのかなどなど、考え始めればきりがありません。

それでも、無事に事件が終了し、依頼者がほっとした顔をしているとき、お礼を言ってもらえるとき、非常に満足感と安心感をいただけます。

まだまだ分からることばかり、日々悩むことばかりですが、これからも様々なことに挑戦して、依頼者にも自信をもってお話しできる経験を身に付けたいと思います。

### 高等司法研究科(豊中キャンパス)略図



平成22年9月から豊中総合学館および法経研究棟の建物名称を変更しております。

### お問い合わせ

大阪大学大学院高等司法研究科  
〒560-0043 大阪府豊中市待兼山町1-6  
TEL: 06-6850-6948  
HPアドレス <http://www.lawschool.osaka-u.ac.jp/>

### 発行元

大阪大学大学院高等司法研究科  
発行: 2012年9月15日



## ニュースレター 修了生特集号

No.9

高等司法研究科長  
谷口 勢津夫

### 研究科長からのメッセージ

高等司法研究科のニュースレター第9号をお届けします。

本号では、初めての試みとして、修了生の活躍ぶりを特集してみました。高等司法研究科は、今年で設置後9年目を迎えましたが、平成17年度から平成23年度までの7年間に合計604名の修了生を送り出しました。そのうち、少なくとも1回は新司法試験を受験する機会があった平成22年度までの修了生509名についてみますと、263名(51.7%)が新司法試験に合格し、既に法曹として活躍している修了生が多数おります。また、法曹以外の道に進み企業や官庁などで活躍している修了生も相当数にあります。今回は、様々な分野で活躍している11名の修了生に、近況や将来展望などを寄稿していただきました。

法科大学院の置かれている状況はここ数年来ますます厳しいものとなってきておりますが、修了生の活躍ぶりを目にしてみると、法科大学院の今後に「光明」を見る思いがいたします。法科大学院修了生が社会の様々な分野で一定の層をなして活躍し高い評価を受けるようになる時代は、そう遠くはないと思われます。そのような時代になれば、法科大学院に対する評価も現在とは違ったものになってくるだろうと思いつつも、修了生特集号の発刊に当たって、我々が現在なすべきことは、初心を忘れることなく、本務である教育に専念し、優れた人材を輩出し続けることだと改めて意を強くした次第です。

最後に、お忙しい中寄稿していただいた修了生の方々に心よりお礼を申し上げます。



平成23年度研究科修了式集合写真

# 修了生 11人の声

三井住友銀行法務部  
辻井 健



弁護士になると、弁護士事務所に勤めることを思い浮かべる方が多いと思われます。私は、司法修習終了後、民間企業に就職しました。弁護士事務所以外へ勤める弁護士はまだまだ少數派です。しかし、法律を学んでどう活かすか、また、社会にどう役立てるかというのは、必ずしもひと通りではありません。私のように、企業の一員として企業のために法律を活用する方法があれば、弁護士事務所に勤めて、外部専門家として依頼のために働く、行政機関に勤めて、法律の起草や執行を担う、また、弁護士資格を持っていても、法務に従事せず、法律の専門知識を有するビジネスパーソンとして働く方もいらっしゃいます。

法科大学院に進学されている方ならば、進路について明確なイメージをもって勉強されている方が多いと思います。しかし、私のように、「弁護士」でなくとも法律専門家として働く道があり、そして、それらの道の中に本当に貴君の志望する道があるかもしれませんことを、心に留めていただけますと幸甚です。

塩野隆史法律事務所  
弁護士 三浦 紗子



私は、平成20年に本学の未修コースを修了して新司法試験に合格し、現在、大阪で勤務弁護士をしております。弁護士登録をして今年で3年目になりますが、この間、一般民事・家事事件に加え、医療過誤事件（原告側）、破産管財事件（破産管財人代理）、民事再生事件（法人・再生債務者側）、国選弁護（刑事）事件など、様々な分野の事件を担当させていただきました。

所属事務所は、所長弁護士（いわゆるボス弁護士）1名に対して勤務弁護士1名、という一対一の形態です。したがって、受任事件の方針を決めるについては、「ボス」との間で何度も議論を重ねることになりますが、この議論の場が、弁護士としての修練を積む貴重な機会となっています。熟練の「ボス」を相手に自分の見解を述べるのは、そう容易なことではありません。しかし、勤務弁護士であっても、対等な立場にあるべき一人の弁護士として、自分の見解を持つことが求められます。そのために勤務弁護士に必要となるのは、記録を読み込んで正確に事実関係を把握し、検討に必要な資料を速やかに示せるよう入念に準備しておくことであり、また、自分の見解について「ボス」から質問や反論を受けた場合には、適確に説明を補充し、再反論できるよう検討を詰めておく必要があります。

これら勤務弁護士に要求される姿勢は、本学で新司法試験を志しておられる皆さんにとっても共通するのではないでしょうか。本学で築いた学びに対する姿勢は、きっと実務家になつてからも皆さんの礎となるでしょう。本学OGの一員として、皆さんのご活躍を期待しております。

明倫国際法律事務所  
弁護士 小柳 美佳



私は、福岡で弁護士として働いており、業務内容としては、企業の案件から一般個人の案件まで様々です。弁護士は、初回相談であれば、短い時間の中で、相談者から事情や希望を聞き、法律構成を考え、ある程度の見通しを伝えなければなりません。相談者は、どんなに「お聞きした事情のなかでは」との条件をつけた見通しても、弁護士の見通しには過大な期待をします。それくらい、弁護士のアドバイスは重いものです。また、企業では、（違法行為で無ければ）法的判断よりも経営判断が優先されます。弁護士は、経営判断の基礎となる資料を正確に提供しなければなりません。

私は、相談者に責任をもった法的判断が提供できるよう、常に法令や裁判例、文献を調査する事を心がけています。また、証拠の存在を推測するには、一般常識や業界常識などを知っている必要があるので、直接業務とは関係のない分野の講演や研修にも積極的に参加しています。今必要なことに限らず、手広く知識を積み重ねることが人間を大きくすると信じ、一生学ぶ意欲をもった弁護士でいたいと思っています。

長島・大野・常松法律事務所  
弁護士 西田 一存



ビジネス+経営+法律の実現に向けて

私は、現在、東京の大手法律事務所に勤務して、主にM&Aの分野を担当しています。スキームの検討から契約交渉・締結まで、様々な局面で世間の耳目を集めることのできる日々は、刺激的かつ弁護士としての成長を感じられるもの（かつ激務）ですが、私には、様々な経験をしてから弁護士となった者だからこそ実現したい目標があります。

1994年に大学（経済学部で国際マーケティングを専攻）を卒業した私は、大手都市銀行に入行し、米国派遣留学（MBA）、ニューヨークの大手会計事務所での税務戦略の研修を経て、帰國後は他の銀行との合併を担当し、現在のメガバンクの誕生にも携わりました。

外資系コンサルティングファームに転職した後は、大企業の経営者の方々に対し経営戦略をアドバイスしていましたが、グローバルなビジネスや経営の場において法律を戦略的に扱える人材の層の薄さが日本企業の弱点であると実感しました。そこで自らも法律という武器を身につけようと、一念発起し、ロースクール（未修1期生）に入学したのです。法律の戦略的な活用をアドバイスして、日本企業のビジネスの成功や経営の強化に資する、弁護士（コンサルタント？）としてそんな大それた目標を実現したいと思っています。

東京六本木法律特許事務所  
弁護士 西岡 志貴



私は、東京の法律事務所で弁護士として働いています。私が所属している事務所では、日本企業からの依頼と外国企業からの依頼がおおむね5対5の割合です。企業法務の仕事が多いですが、訴訟案件もあります。

企業法務のおもしろいところは、色々な分野の法律に関わることができる点です。ひとつの案件を解決するために、民法や会社法だけでなく、知財法、独占法、租税法、労働法等を横断的に検討します。事案を多角的な視点で分析し、それをひとつ結論としていかにまとめあげるかが弁護士の腕の見せどころだと思います。

涉外案件では、クライアントに対して、日本法の内容を英語でいかに正確に伝えるかが重要だと感じています。わずかなニュアンスの違いが誤解を生むからです。そのためには、英語だけが必要なのではなく、まずは日本法の正確な理解が不可欠です。ここもまた、弁護士の力量が問われる場面です。

仕事にはやりがいを感じています。これからも研鑽を重ね、弁護士として社会の役に立ちたいと思っています。

大阪府 都市整備部  
寝屋川水系改修工営所 稲井 俊介



三振後の進路について

私は高等司法研究科に1期末修で入学し、修了後の司法試験でいわゆる三振となりました。その後公務員試験を経て大阪府庁に入庁し、今年で3年目になります。

配属は都市整備部というインフラ部門のうち、河川に特化した事務所です。大阪は大東水害訴訟にあるように昔から水害の起こりやすい地域で、計画的な治水対策が続けられています。業務内容は許認可事務から施設の法律関係の整備、苦情処理と多岐にわたります。仕事では行政法の個別法規をはじめ、民事法も触れる機会が多くあります。高等司法研究科で勉強させていただいたことは、様々な面で生きています。

公務員に対する世間の目は厳しいですが、社会に貢献していることを実感しやすい点では法曹を志した当初の動機と重なる部分は多いように思われます。

法科大学院に進学された皆さんは色々な進路に進まれるかと思いますが、三振しても人生が終わるわけではなく、当人の意識次第で次の場所でやりがいと責任のある仕事は見つかると思います。どうしても法曹になりたければ予備試験や再入学もいいでしょう。僭越ですが、試験を受けている皆さんは合格しなかった場合について過度な不安を抱えることなく頑張っていただければと思います。

壱岐ひまわり基金法律事務所  
弁護士 松坂 典洋



私は、大阪大学ロースクール在学中から、より法的サービスが必要とされている地域で、独立して弁護士として活動したい、自然豊かな場所で生活したいと考え、ひまわり基金法律事務所（日本弁護士連合会が司法過疎地解消のために支援する法律事務所）での活動を希望していました。念願かなって、2012年1月から、長崎県壱岐市の壱岐ひまわり基金法律事務所に赴任し、2代目所長として活動しています。

壱岐は、島全体が国定公園に指定されるなど自然豊かであると同時に、数百の神社、多数の古墳に恵まれる歴史ある島ですが、公共事業の減少による不況、人口減少・少子高齢化に悩んでいます。人口2万9000人の離島には弁護士が私を含め二人だけですから、あらゆる問題に対応しなければなりません。幅広い層からの多種多様な相談・依頼に応えるだけでなく、被害者300人被害総額約3億円超のカード詐欺事件の被害者救済、高校や各種団体での講演会を行うなど、毎日充実した日々を過ごしています。

小田直子法律事務所  
弁護士 小田 直子



広島県東部の福山市（人口46万人強）で弁護士として活動を始めて3年目になりました。福山地区会には現在48名の弁護士があり、60期以降だけで12名にのぼります。地区会内は連帯感が強く、また諸先輩方が培つてこられた知識・経験を若手が学べる機会も多くあり、恵まれた環境で日々の仕事に取り組むことができています。

私はいわゆる「町弁」で、離婚や交通事故、多重債務などの法律相談を受けたり、国選弁護事件で警察署へ接見に赴いたり、成年後見人として財産管理を行ったり、市民向けの出前講座を行ったりなど幅広く多種多様な業務を行っています。中でも、昨年携わった裁判員裁判はとりわけ忘れられない事件になりました。1年余りもの間被告人と向き合い一緒に事件を考えることで私自身も一人の人間として多くのことを学びました。

登録時には市内の女性弁護士は私だけでしたから（今は4人います）、女性相談者の受け皿としての役割を期待されています。今年1月に独立して個人事務所を構えてからその傾向は顕著になり、取扱案件の多数が家事事件です。特に最近は子の監護に関する紛争が増え、調査官調査への同席や子の面会交流に関することもあります。家庭内紛争は相互の感情が複雑に交錯しているため、私自身も精神的負担、疲労を感じることが少なくありません。もう少しドライに客観的に事件に取り組まなければと思いつながらも、そこはまだまだ未熟な弁護士3年生。依頼者と共に悩み考えながら、少しずつ弁護士として成長できるよう日々精進して参ります。